

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項の規定による条例で定める事務の変更による。

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年立川市条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	……略……	1 市長	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	……略……
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する情報（以下「外国人生活保護等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
8 市長	中国残留邦人等の円滑	……略……	8 市長	中国残留邦人等の円滑	……略……

	な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの			な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
9 市長	介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u> であって規則で定めるもの		9 市長	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報</u> （以下「 <u>中国残留邦人等支援給付関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
……略……	……略……	……略……		……略……	……略……
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支	……略……		11 市長	……略……
		高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に關す			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に關す

	援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	る情報（以下「後期高齢者医療保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの	援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	る情報（以下「後期高齢者医療保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		……略……		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の規定によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの		……略……
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの		東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の規定によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの		
地方税関係情報であって規則で定めるもの				
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。